

愛知県職員組合結婚・出産祝品交付要領Q & A

- 1 昨年(2015年)暮れに出産があったのですが対象になりませんか？
→ 2016年からの新規事業として実施するため、附則に明記したように、一つの区切りとして2016年1月1日以降の事由発生を対象としました。このため、昨年暮れの出産は残念ですが対象にはなりません。さかのぼりを認めると切りがなくなってしまう。
- 2 新規加入者で子どもが生まれましたが対象となりますか？
→ 交付事由の発生時と交付申請時の両方の時点で組合員等であることが条件です。この2つの条件を満たせば、結婚、出産の事由とも対象になります。
- 3 病院組合との異動の場合は対象となりますか？
→ 今回の事業は県職の事業として実施します。このため、事由発生時と交付申請時の双方が県職の組合員等でないと対象となりません。
- 4 結婚は再婚でも対象となりますか？
→ 対象となります。初婚・再婚は問いません。組合員みなでお祝いしたいと思います。
- 5 6か月が申請期限とされていますが、どうしてですか？
→ 結婚・出産をお祝いするため、何年も経ってからでは、そのお祝いのタイミングを逸してしまいます。また、事務処理上の都合も考えて期限を設定させていただきます。
ただし、産前産後休暇・育児休業を取得した場合、申請が滞る可能性もありますので、この場合に限り、復帰後6か月としています。
- 6 育児休業でしばらく職場に来ませんが申請はできますか？
→ 早くお祝いをしてあげたいという場合もありますので、分会長さんが本人に代わって代理申請していただくことも可能としています。
なお、組合のホームページに申請書は収録しますので、本人が自宅から申請することも可能です。
- 7 結婚の日は、婚姻届提出日、結婚式を挙げる日又は婚姻共同生活を始める日のいずれか早い日となっていますが、どうしてですか？
→ 結婚の場合、起点日についてはいくつかの日の設定が考えられます。申請期限を設けるため起点が必要となりますので、県職員の結婚休暇の起点日の考え方にあわせました。
なお、夫婦別姓を選択するため事実婚の場合も認めることとしたため、その場合は、結婚式を挙げる日又は共同生活を始める日としました。
- 8 夫婦とも組合員等の場合、双方に出産祝品はもらえないのですか？
→ 今回は、生まれた子どもに着目してお祝いを行うこととしましたので、子どもの

人数にあわせて交付します。

なお、結婚の場合は、それぞれの組合員等を対象としています。

9 出産、結婚の証明書は必要ですか？

→ 結婚の場合、事実婚の場合もありますので、現状では証明書が難しくなりますので、いずれの場合も本人からの申請書のみで対応しますので、証明書は不要です。
なお、虚偽の申告があった場合は返納を求めます。

10 機関紙で公表したくないので、掲載しないことはできませんか？

→ 基本的には、組合員全体でお祝いしたいので機関紙に掲載したいと考えます。
しかし、いずれも個人情報でもあり、知られたくないということで申請しないこととなつてはいけませんので、申請書に掲載の可否欄を設けました。

11 祝品はどのように交付されるのですか？

→ 申請された内容が交付の条件に当てはまっていることを確認すれば、本人宛に郵送し、受領書をいただきます。分会長さんに負担をかけないようにしています。分会長さんが代理申請された場合は、交付の決定はされたのか心配をおかけしますので、交付決定の内容はお知らせします。

12 祝品は商品券ということですが、どういう商品券ですか？

→ 額面1,000円の商品券を5枚(1,000円分)と考えています。

13 県職機関紙への「掲載の内容・方法は、県職中央執行委員会が定める。」とされていますがどうしてですか？

→ 現在でも「機関紙に結婚・出産おめでとう」のコーナーがありますが、想定する件数は、その10倍を超える500件から600件程度の対象があるものと考えています。
このため、機関紙への掲載も紙面のスペース的に限られる可能性がありますので、柔軟に対応したいと考えています。